

第4章 環境負荷が低減される循環型社会の形成

第1節 ごみの排出抑制・リサイクル等の推進

1 施策の基本的方向

ごみの排出を抑制し、適正に処理するとともに、ごみを再生利用可能な資源として捉え、リサイクル等に取り組むなど、環境に配慮した事業活動を促進します。

また、県民自らがごみの排出者であることを認識し、分別収集のルールの遵守やリサイクル製品の積極的な利用、買物でのマイバッグの持参、食品の食べきり・使いきりによる食品ロスの削減など、ライフスタイルの一層の見直しを促進します。

2 施策

(1) 容器包装リサイクルの取組

容器包装のリサイクルについては、容器包装リサイクル法に基づき、県内の全ての市町村が分別収集計画を策定し、分別収集に取り組んでいます。

県内市町村の令和5年度分別収集実績では、容器リサイクル法に規定する10品目（瓶類、缶類、プラスチック類など）のうち、1市町村当たり約8.5品目の分別収集を実施しています。（表4-1）

今後は、容器包装廃棄物の一層の排出抑制や質の高い分別収集、分別品目数の増加への取組が求められています。

(2) ごみ減量化・リサイクル推進協議会

県内の生活学校運動連絡会や地域女性団体連絡協議会をはじめ商工会議所や商工会連合会、スーパー・ストア代表、百貨店代表、（一社）日本フランチャイズチェーン協会、行政等の代表者を構成メンバーとする「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」を開催したほか、ごみの減量化に向けた取組を推進するため、「九州まちの修理屋さん」「九州食べきり協力店」の募集・登録に九州7県共同で取り組むとともに、レジ袋の削減等に取り組む「鹿児島県マイバッグキャンペーン」（令和2年7月から通年）を実施するなど、県民の方々の意識啓発に努めました。

(3) 家電リサイクルの促進

家電リサイクル法に基づき、家電4品目（エアコン、テレビ（プラズマ、液晶、有機ELを含む）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の円滑なリサイクルを促進するため、市町村における取組の促進に努めました。離島地域における運搬費用の負担軽減を図るための「離島対策事業協力」制度は、令和6年度は14市町村が活用しています。

(4) 自動車リサイクルの促進

自動車リサイクル法に基づき、廃棄される自動車の円滑なリサイクルを促進するため、自動車解体業者等の関連事業者に対する指導を行いました。離島地域における廃自動車の運搬費用の負担軽減を図るための「離島対策支援事業」は、令和6年度は18市町村が活用しています。

(5) リサイクル関連施設の整備

国の廃棄物処理施設整備計画等に基づき、市町村等においてリサイクル関連施設の整備が行われています。

表4-1 分別収集実績（令和5年度）

(単位：トン)

区分	令和5年度 収集実績量	令和5年度 商品化処理量	(参考) 令和4年度 商品化処理量
無色のガラス	2,059	2,040	2,063
茶色のガラス	2,981	2,920	3,073
その他のガラス	999	983	1,036
ペットボトル	4,259	4,213	4,133
紙製容器	1,599	1,602	1,972
プラスチック容器	8,790	7,055	7,325
（うち白色トレイ）	35	34	37
鋼製容器	1,382	1,379	1,539
アルミ製容器	2,241	2,209	2,265
飲料用紙製容器	130	130	143
ダンボール	7,183	6,978	7,318

3 ごみの適正処理の推進

(1) 現状

ア ごみ処理

ごみ処理は、収集・運搬、中間処理及び最終処分のプロセスからなり、排出されたごみを資源化・再利用により減量化した上で、環境保全上支障が生じないよう衛生的に処理することを基本に行われています。減量化、無害化、安全化等を図るためのプロセスを中間処理（破碎、圧縮、焼却等）といい、廃棄物を最終的に処分するプロセスを最終処分といいます。

令和5年度における県内のごみの排出総量は506,533トンであり、市町村の直営、委託及び許可業者により収集している439,673トンと、事業所等から直接搬入される64,781トンが市町村の焼却施設、埋立処分地等で処理又は処分されています。（表4-2、図4-1、図4-2、資料編10-(1)、(2)）

また、事業活動に伴って生じるごみについては、事業者自ら処理することを求めている市町村が大部分ですが、一部の市町村では許可業者によって収集されたこれらのごみの処理を行っています。

令和6年度末現在、ごみ焼却処理施設は34施設、それ以外の中間処理施設は23施設、浸出液処理設備等を有する最終処分場は31施設が整備されています。

表4-2 ごみ処理状況

年度	R1	R2	R3	R4	R5
計画処理区域内人口 (人)①	1,630,934	1,618,890	1,606,057	1,591,851	1,577,764
ごみ 排出量 (トン/年)	計画収集量	480,588	469,982	460,939	459,964
	直接搬入量	65,277	71,556	64,391	66,993
	集団回収量	3,046	2,428	2,313	2,128
	計②	548,911	543,966	527,643	529,085
処理量 (トン/年) ※右欄は排 出量に対す る割合(%)	焼却	431,647	78.6	420,737	77.3
	埋立	11,984	2.2	11,832	2.2
	堆肥化	11,265	2.1	11,413	2.1
	その他	91,285	16.6	97,299	17.9
	計	546,181	99.5	541,281	99.5
1人1日当たり量 (g/人・日)		920	921	900	911
					877

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

1人1日当たり排出量= (②/①/365日 (又は366日) × 1,000,000)

図 4-1 県内のごみの総排出量

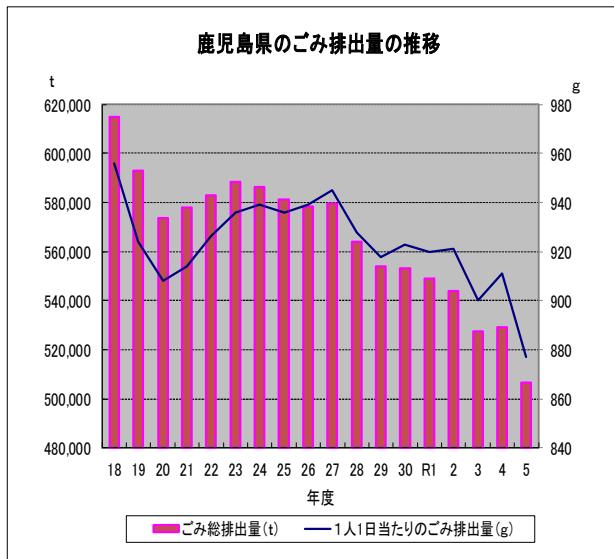
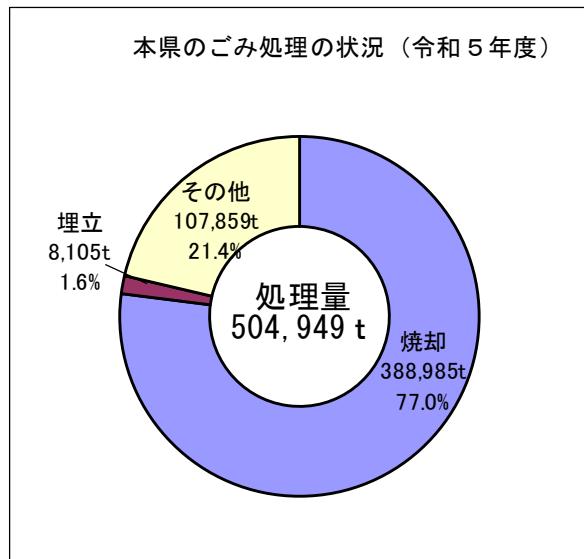


図 4-2 ごみ処理状況



イ し尿処理

(ア) し尿処理

し尿処理は、図4-3のようなシステムで行われています。

令和5年度における県内のし尿処理量（公共下水道で処理されるし尿を除く。）は729,014kL/年であり、このうち710,883kL/年（97.5%）を市町村が処理しています。

一般廃棄物の収集、運搬及び処分は、法令上、市町村の直営又は委託により行なうことが原則とされていますが、し尿の収集は、大部分が許可業者により行われています。

し尿を衛生的に処理するために、公共下水道の整備が進められていますが、令和6年度末の普及率が44.0%（全国81.8%）であることから、汲み取りし尿や浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設は依然として重要な地位を占めています。

また、水洗化志向の高まりに伴って浄化槽の普及が著しく、公共下水道の普及とあいまって、汲み取りし尿量は減少し、浄化槽汚泥の収集量が増加してきています。

収集されたし尿は、大部分（710,883kL/年）がし尿処理施設で処理されていますが、農地還元等も行われています。（表4-3、資料編10-（3）、（4））

(イ) 浄化槽

・ 浄化槽の設置基数

浄化槽の設置基数は、昭和50年頃、約2万基であったものが年々増加しており、令和6年度は4,398基が設置され、令和6年度末で約33万基になっています。（表4-4）

また、生活雑排水とし尿を併せて処理する合併処理浄化槽については、浄化槽法の改正に伴い、平成13年度以降、原則として設置が義務付けられたこともあります。令和6年度末で合併処理浄化槽の数は226,412基（68.9%）となっています。（表4-5）

・ 法定検査

浄化槽は、昭和60年10月の浄化槽法の施行に伴い、設置後等の水質検査（法第7条）及び定期検査（法第11条）が義務付けられましたが、本県においては、浄化槽法第57条の規定に基づき「公益財団法人鹿児島県環境保全協会」がこの法定検査の検査機関として知事の指定を受け、検査業務を実施しています。

令和6年度の検査結果は、それぞれ表4-6、表4-7のとおりですが、不適正であると判定された主な原因としては、使用開始後の検査では、不適正工事、無管理が、また、定期検査では施設の老朽化、構造上の欠陥、不十分な維持管理等が挙げられます。

なお、定期検査結果の推移は、表4-8のとおりです。

図4-3 し尿処理システム

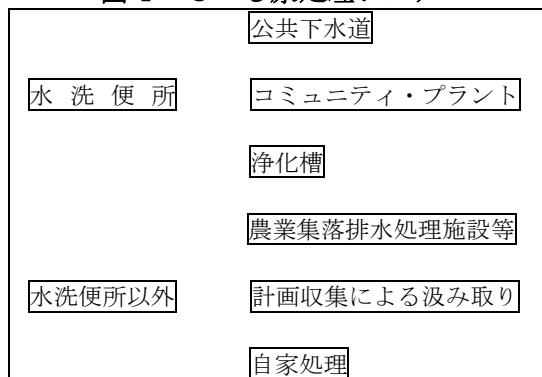


表4-3 し尿処理状況

年 度		R元		R2		R3		R4		R5	
計画処理区域内人口		人		人		人		人		人	
計画処理尿区域理内量	計画量	714,287	99.3	723,949	98.3	715,977	97.2	715,286	97.3	710,883	97.5
	下水道投入	428	0.1	500	0.1	7,885	1.1	7,420	1.0	7,291	1.0
	農地還元	2,753	0.4	9,638	1.3	7,068	1.0	6,976	0.9	6,152	0.8
	その他の計	2,154	0.3	2,182	0.3	5,436	0.7	5,175	0.7	4,688	0.6
	自家処理量	151	0.0	157	0.0	159	0.0	143	0.0	151	0.0
	計(kL)	719,773	100.0	736,426	100.0	736,525	100.0	735,000	100.0	729,165	100.0
水洗	公共下水道人口	人		人		人		人		人	
	コミュニティ・プラント人口	656,457		658,768		658,355		657,653		654,758	
	浄化槽人口	8,396		8,361		7,216		7,240		7,106	
	計	815,305		807,836		803,326		799,273		796,698	
非水洗化	計画収集人口	1,480,158		1,474,965		1,468,897		1,464,166		1,458,562	
	自家処理人口	150,734		143,883		137,118		127,643		119,164	
	計	42		42		42		42		38	

※ し尿処理量=汲み取りし尿量+浄化槽汚泥量

し尿の海洋投棄は、平成19年2月以降禁止されている。

浄化槽人口には、農業集落排水処理施設等の人口を含む。

表4-4 浄化槽設置基数の推移

年 度	基 数	年 度	基 数	年 度	基 数
59	80,976	10	211,890	24	269,608
60	88,669	11	228,865	25	274,301
61	95,680	12	231,865	26	278,796
62	104,045	13	240,695	27	282,749
63	111,343	14	249,407	28	287,136
H元	119,219	15	254,554	29	290,442
2	127,995	16	259,204	30	293,767
3	137,104	17	266,969	R元	304,246
4	147,603	18	271,732	2	307,919
5	158,605	19	271,080	3	312,760
6	170,188	20	275,348	4	319,161
7	181,851	21	271,500	5	324,106
8	194,087	22	269,255	6	328,574
9	206,250	23	267,244		

表4-5 淨化槽の人槽別設置基数（令和6年度末現在）

人槽区分	～20	21～100	101～200	201～500	501～3000	3001～	計
単独処理浄化槽	94,499	6,961	284	136	0	0	101,880
合併処理浄化槽	207,683	7,521	1,032	832	207	6	217,281

表4-6 浄化槽の設置後等の水質検査状況（令和6年度）

人槽	浄化槽の種別	検査実施数	検査結果					
			適正		おおむね適正		不適正	
			件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
5～10	合併	4,683	4,422	94.4	172	3.7	89	1.9
11～20	合併	112	99	88.4	8	7.1	5	4.5
21～50	合併	202	195	96.5	14	6.9	3	3.4
51～100	合併	22	20	90.9	1	4.5	1	4.5
101～500	合併	18	15	83.3	2	11.1	1	5.6
501～	合併	6	5	83.3	1	16.7	0	0
合計	合併	5,043	4,746	94.1	198	3.9	99	2.0

表4-7 浄化槽の定期検査状況（令和6年度）

人槽	浄化槽の種別	検査実施数	検査結果					
			適正		おおむね適正		不適正	
			件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
5～10	単独	41,111	38,458	93.5	1,352	3.3	1,301	3.2
	合併	95,914	94,027	98.0	556	0.6	1,331	1.4
11～20	単独	3,562	3,271	91.8	193	5.4	98	2.8
	合併	3,575	3,247	90.8	240	6.7	88	2.5
21～50	単独	5,032	4,619	91.7	267	5.3	146	3.0
	合併	5,479	4,962	90.6	408	7.4	109	2.0
51～100	単独	690	617	89.4	46	6.7	27	3.9
	合併	1,421	1,325	93.2	71	5.0	25	1.8
101～500	単独	346	311	89.9	24	6.9	11	3.2
	合併	1,687	1,541	91.4	119	7.1	27	1.5
501～	単独	0	0	0	0	0	0	0
	合併	229	214	93.4	9	3.9	6	2.7
合計	単独	50,741	47,276	93.2	1,882	3.7	1,583	3.1
	合併	108,305	105,316	97.2	1,403	1.3	1,586	1.5

表4-8 凈化槽の定期検査状況

判定 年度	適 正		おおむね適正		不適正		計	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
2	7,163	74.1	1,190	12.3	1,306	13.5	9,659	100.0
3	7,623	75.2	1,065	10.5	1,445	14.3	10,133	100.0
4	8,598	79.4	953	8.8	1,274	11.8	10,825	100.0
5	9,178	80.5	911	8.0	1,307	11.9	11,396	100.0
6	9,818	80.9	919	7.5	1,391	11.4	12,128	100.0
7	10,620	82.5	918	7.1	1,321	10.2	12,859	100.0
8	11,239	83.2	920	6.8	1,350	10.0	13,509	100.0
9	11,792	84.0	829	5.9	1,422	10.1	14,043	100.0
10	12,398	84.6	842	5.7	1,424	9.7	14,664	100.0
11	13,052	85.0	815	5.3	1,489	9.7	15,356	100.0
12	13,547	85.7	814	5.2	1,440	9.1	15,801	100.0
13	14,102	87.2	795	4.9	1,275	7.9	16,172	100.0
14	14,734	86.4	871	5.1	1,443	8.5	17,048	100.0
15	17,785	87.8	831	4.1	1,638	8.0	20,254	100.0
16	19,251	88.8	809	3.7	1,621	7.5	21,681	100.0
17	24,236	89.3	1,529	5.6	1,380	5.1	27,145	100.0
18	31,867	90.4	1,744	4.9	1,640	4.7	35,251	100.0
19	39,907	92.5	1,656	3.8	1,598	3.7	43,161	100.0
20	52,138	93.7	1,674	3.0	1,826	3.3	55,638	100.0
21	70,869	94.0	2,445	3.2	2,117	2.8	75,431	100.0
22	69,265	92.8	3,109	4.2	2,261	3.0	74,635	100.0
23	66,068	92.0	2,936	4.1	2,792	3.9	71,796	100.0
24	72,012	93.2	2,764	3.6	2,490	3.2	77,266	100.0
25	72,645	93.3	2,692	3.5	2,561	3.3	77,898	100.0
26	82,946	92.4	3,939	4.4	2,913	3.2	89,798	100.0
27	87,550	92.8	3,902	4.1	2,869	3.0	94,321	100.0
28	86,179	93.5	3,146	3.4	2,896	3.1	92,221	100.0
29	87,029	92.8	3,940	4.2	2,769	3.0	93,738	100.0
30	88,701	93.0	4,041	4.2	2,658	2.8	95,400	100.0
R元	87,670	93.8	3,148	3.4	2,605	2.8	93,423	100.0
2	114,202	96.6	1,890	1.6	2,155	1.8	118,247	100.0
3	141,406	96.7	2,331	1.6	2,514	1.7	146,251	100.0
4	142,081	96.2	2,931	2.0	2,743	1.8	147,755	100.0
5	142,081	96.2	2,777	1.9	2,868	1.9	148,310	100.0
6	152,592	95.9	3,285	2.1	3,169	2.0	159,046	100.0

・ 改善指導等

令和6年度の定期検査では、3,169基が不適正と判断されました。判定結果に基づき、各地域振興局等が立入検査等を実施し、判定結果に基づく改善指導を行いました。

・ 凈化槽保守点検業者登録条例

浄化槽法第48条の規定に基づいて「鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例」を制定し、昭和61年4月1日から施行しています。

令和6年度末現在、76業者が登録されています。

(2) 対策

ア ごみ処理

(ア) ごみの広域処理の推進

国においては、平成17年度に循環型社会形成推進交付金制度を創設し、市町村等が、廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等

を推進することにより、循環型社会の形成を図ることとしています。

県においては、「県廃棄物処理計画」に基づき、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、広域的な処理や処理施設の集約化を促進するとともに、気候変動対策・廃棄物の資源化・バイオマスの利活用・災害対策・地域への新たな価値の創出などの観点のもと、地域の特性や必要性に応じた施設の計画的・総合的な整備を促進しています。また、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を促進し、施設の長寿命化・延命化を促進しています。

(1) ごみ減量化・リサイクルの推進

国においては、これまで、廃棄物処理施設整備緊急基本法に基づき、昭和38年度から8次にわたり廃棄物処理施設整備計画を策定し、リサイクル関連施設等の計画的な整備を進めてきました。現在は、廃棄物処理法に基づき、令和5年6月に、令和5~9年度を計画期間とし、計画期間中の事業実施目標等を定めた新たな整備計画を定め、この計画に基づいて、リサイクル関連施設等の整備を推進しています。

また、平成9年6月に公布された改正廃棄物処理法でも廃棄物の適正な処理の確保とともに減量化・リサイクルがその重点事項となっており、さらに、平成12年4月に容器包装リサイクル法が、平成13年4月に家電リサイクル法が、平成17年1月に自動車リサイクル法が、平成25年4月に小型家電リサイクル法が、令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が、完全施行されています。

ごみ減量化・リサイクル対策は、県民、事業者、行政が一体となって取り組まなければならぬ課題であり、県廃棄物処理計画に基づき、ごみの減量化・リサイクルを一層推進する必要があります。

イ し尿処理

県民の日常生活に伴って生ずる生活排水については、全量処理施設での処理を図るため、施設の整備及び広域的な処理体制の確立に努めることとしています。

また、平成9年度からし尿とともに生ごみをリサイクルする汚泥再生処理センターが国庫補助対象となったことから、適正処理に加えリサイクルを促進することとしています。

一方、県民の水洗化志向は根強いものがあり、今後とも浄化槽の設置基数は年々増加していくものと予想されます。

浄化槽は、製造、施工、保守点検、清掃、使用が適正に行われていてこそ、その機能を発揮するものであることから、設置者、施工業者、維持管理業者等に対する意識の啓発が不可欠です。

こうしたことから、関係団体等との連携を図り、広報誌などを活用した維持管理の普及啓発、法定検査の励行及び立入調査等を通じた維持管理指導に努めることとしています。

また、生活排水処理対策を進めるため、今後とも合併処理浄化槽の更なる整備を推進する必要があります。

第2節 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル及び処理施設整備の促進

1 施策の基本的方向

リサイクル製品の使用等による産業廃棄物の排出抑制や、産業廃棄物の減量化及びリサイクル等に資する産業廃棄物処理施設の整備を促進します。

2 施策

(1) 多量排出事業者に対する処理計画作成の指導

多量の産業廃棄物を排出する事業者に対し、産業廃棄物の減量化やリサイクルその他の処理に関する計画の作成を指導しました。

(2) 産業廃棄物税を活用した支援等

産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るため、平成17年4月から導入された産業廃棄物税を活用し、廃棄物の排出抑制・リサイクルの取組などへの支援等を行いました。

鹿児島県産業廃棄物税条例の概要

1	目的	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる。
2	納税義務者	県内の焼却施設及び最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者
3	課税客体	県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
4	課税標準	県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
5	税率	焼却施設への搬入 800円/トン 最終処分場への搬入 1,000円/トン
6	税収の使途	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる。

3 現状と対策

(1) 現状

ア 産業廃棄物の発生状況

令和2年度の県内における産業廃棄物の発生量は、8,170千トンと推計されます。

業種別の排出状況は、表4-9に示すとおり、農業が約5,889千トンで最も多く、次いで製造業1,072千トン、建設業1,028千トン、サービス業37千トンとなっています。種類別の排出量は、表4-10に示すとおり、動物のふん尿が5,878千トンで最も多く、次いでがれき類674千トン、汚泥536千トンと続き、以下、廃酸（焼酎粕など）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くずの順となっています。

イ 産業廃棄物の処理状況

動物のふん尿については、そのほとんどが肥料として利用されており、農業を除く汚泥やがれき類等については、中間処理によって約738千トンが減量化され、中間処理された後、再利用されるものが約1,457千トンとなっています。

ウ 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物の処理施設としては、産業廃棄物の減量化、安定化、無害化等を行うための中間処理施設と産業廃棄物の最終処分場などがあり、県内の施設の令和6年度の設置状況は表4-11に示すとおりであり、中間処理施設が594か所、最終処分場が32か所となっています。

中間処理施設では、木くず又はがれき類の破碎施設が404か所と最も多く、全中間処理施設の半数以上を占め、次いで汚泥の脱水施設が76か所となっています。

また、最終処分場では、がれき類など安定5品目を処分する安定型最終処分場が30か所とそのほとんどを占め、汚泥等を処分する管理型最終処分場は2か所となっています。

表4-9 産業廃棄物の業種別排出量(推計) (単位:千トン)

種類	年度	H22	H27	R2
農業		6,024	5,923	5,889
鉱業		104	42	0.02
建設業		882	700	1,028
製造業		975	1,183	1,072
運輸・通信業		3	14	7
電気・ガス・水道業		9	10	3
サービス業		12	15	37
その他の		496	478	133.4
合計		8,504	8,365	8,170

表4-10 産業廃棄物の種類別排出量(推計) (単位:千トン)

種類	年度	H22	H27	R2
燃え殻		5	4	8
汚泥		706	580	536
廃油		20	13	53
廃酸		360	557	284
廃アルカリ		11	57	47
廃プラスチック類		53	46	118
紙くず		5	6	10
木くず		119	74	161
繊維くず		1	1	1
動植物性残さ		230	282	123
金属くず		56	41	58
ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず		47	70	168
鉱さい		101	32	0
がれき類		735	626	674
ばいじん		0	0	1
動物のふん尿		6,013	5,912	5,878
動物の死体		6	6	6
その他の産業廃棄物		2	2	20
特別管理産業廃棄物		18	54	25
合計		8,504	8,365	8,170

表4-11 産業廃棄物処理施設設置状況 (単位:件)

年度		H18	R6
処理施設			
中間処理施設	汚泥の脱水施設	85(15)	76(11)
	汚泥の乾燥施設	3(0)	3(0)
	汚泥の焼却施設	3(0)	6(4)
	廃油の油水分離施設	4(1)	4(1)
	廃油の焼却施設	3(0)	5(4)
	廃酸・廃アルカリの中和施設	12(2)	8(1)
	廃プラスチック類の破碎施設	13(2)	61(19)
	木くず又はがれき類の破碎施設	246(48)	404(81)
	廃プラスチック類の焼却施設	11(5)	7(6)
	その他の焼却施設	22(6)	15(9)
最処分終場	コンクリート固型化施設	1(0)	0(0)
	シアノの分解施設	8(0)	5(0)
	小計	411(79)	594(136)
安定型最終処分場		35(11)	30(12)
管理型最終処分場		1(0)	2(0)
遮断型最終処分場		0(0)	0(0)
小計		36(11)	32(12)
合計		447(90)	626(148)

() は、鹿児島市長許可分で内書

工 産業廃棄物処理業の許可状況

産業廃棄物は、排出事業者の責任において適正に処理しなければなりませんが、自ら処理できない場合は、知事等の許可を受けた専門の処理業者に委託して処理することができるところとされています。

産業廃棄物の処理業者として知事又は鹿児島市長の許可を有する者（許可の数）は表4-12、表4-13のとおりであり、令和6年度末で知事の許可が3,096件、鹿児島市長の許可が245件、合計して3,341件となっています。

許可の種類別にみると、知事許可、鹿児島市長許可とも収集運搬業が圧倒的に多く、合計して2,959件と全許可件数の約9割を占めています。

表4-12 産業廃棄物処理業の許可状況（1）

（知事許可分）

種類	年度	年度					
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
収集運搬業		2,360	2,461	2,531	2,624	2,697	2,695
処理のみ	中間処理のみ	254	254	254	256	265	279
最終処分のみ		6	5	7	7	7	8
業	中間処理+最終処分	11	11	10	10	9	9
	計	2,631	2,731	2,802	2,897	2,978	2,990
							3,096

表4-13 産業廃棄物処理業の許可状況（2）

（鹿児島市長許可分）

種類	年度	年度					
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
収集運搬業		168	156	156	158	161	160
処理のみ	中間処理のみ	82	81	79	80	80	80
最終処分のみ		2	2	2	2	3	3
業	中間処理+最終処分	7	7	7	7	7	7
	計	259	246	244	247	251	250
							245

（2）対策

鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針

社会経済活動の活発化に伴って大量に発生する多種多様な産業廃棄物を県民の理解と信頼を得ながら適正に処理し、良好な生活環境の保全と健全な経済活動の発展を図るため、総合的な産業廃棄物行政推進の指針として、平成9年12月に「鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針」を策定しました。

（主な内容）

- ・ 産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進
- ・ 県内完結型の産業廃棄物処理の推進
- ・ 県内処理体制の整備等
 - a 安定型最終処分場の整備促進
 - b 管理型最終処分場の整備推進
 - c 中間処理施設の整備促進
 - d ミニ処分場の適正化
 - e 最終処分を目的とした県外産業廃棄物搬入の抑制
- ・ 産業廃棄物処理の適正化
- ・ 排出事業者処理責任の確立
- ・ 不法投棄対策の推進

4 公共関与による管理型最終処分場（エコパークかごしま）の運営

産業廃棄物管理型最終処分場は、本県における循環型社会の形成や地域産業の振興を図る上で必要不可欠な施設であることから、県として、公共関与による安全性の高い全国でもモデルとなるような施設の整備に取り組み、「エコパークかごしま」として平成26年12月に完成、平成27年1月に開業しました。

県としては、引き続き、安心・安全を第一として、安定した施設の運営が図られるよう努めています。

第3節 産業廃棄物の適正処理の推進

1 施策

(1) 産業廃棄物の適正処理等についての普及啓発

産業廃棄物は生産活動や社会資本の整備などに伴って排出されることから、関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理に関する講習会に講師を派遣するなど、産業廃棄物の適正処理や管理型最終処分場の必要性などについて処理業者などの理解を深めました。

(2) 産業廃棄物の不法投棄等の防止対策

産業廃棄物処理業者及び排出する事業者の立入検査を実施し、不法投棄や不法焼却等を発見した場合は、原状回復及び適正処理の指導及び焼却禁止等の指導を行いました。

2 現状と対策

(1) 現状

ア 産業廃棄物の状況

- 令和6年度の県内の産業廃棄物不法投棄（10トン以上）は、件数6件、投棄量369トンとなっています。
- 県内の産業廃棄物の不法投棄の件数は、年度によりばらつきはありますが、近年、おおむね横ばいの状態が続いている。
- 令和6年度に投棄された産業廃棄物の種類は、がれき類、木くず等を含めた建設系廃棄物が半分以上を占めています。

イ 産業廃棄物の広域移動の状況

- 平成30年度には、産業廃棄物が48,453トン県外へ搬出され、59,922トンが県内に搬入されました。
- 県内に搬入されるもののほとんどは中間処理目的です。
- また、県外への搬出は中間処理目的が多くを占めますが、管理型最終処分場で処分される産業廃棄物も燃え殻等を中心に搬出されています。

(2) 対策

ア 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱

産業廃棄物処理施設の設置に係る問題等に適切に対処するため、平成3年4月1日に「鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱」を制定しています。

（指導要綱の規定内容）

- 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議の実施
- 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議の実施
- 不法投棄対策

- ・ 事故時の措置
- ・ この指導要綱を遵守しない場合の勧告及び公表

イ 立入調査及び収去試験

金属等（有害物質）を含む産業廃棄物は、環境保全上重大な影響を及ぼすおそれがあることから、最終処分場や焼却施設等については、定期的な立入調査を行った上で処理体制の把握に努めるとともに、それぞれ浸出水や燃え殻等について収去試験を実施しています。

なお、令和6年度の収去試験実施状況は表4-14のとおりです。

表4-14 収去試験実施状況（令和6年度）

業種等	試料名	検体数	事業所数
産業廃棄物最終処分場	浸透水	16	16
	浸出水、地下水	6	2
中間処理施設・排出事業者	汚泥	6	6
周辺環境影響調査	地下水、井戸等	12	2
焼却施設ダイオキシン類調査	ばいじん、燃え殻	16	10
合計		56	36

ウ 不法投棄防止対策の強化

廃棄物の不法投棄等（不適正処理）の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定め、産業廃棄物等の不法投棄防止に対する県民への啓発を図るとともに、関係部局・機関との協調のもと集中的な監視パトロールを実施し、不法投棄の早期発見、早期対応及び廃棄物の適正処理指導に努めています。

令和6年度においても、県警察本部、第十管区海上保安本部、（一社）鹿児島県産業資源循環協会と合同による不法投棄防止パトロール出発式の実施やラジオCM、ポスター等により広報を行いました。

エ 啓発活動

産業廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図っていくためには、排出事業者・処理業者のみでなく広く県民の理解と協力を得ることが不可欠であることから、講習会、研修会、広報紙等を通じて産業廃棄物に関する知識の普及に努めています。

オ 特定の産業廃棄物対策

（ア）家畜排せつ物

本県における産業廃棄物の発生量の約7割を占める家畜排せつ物については、現在、約8割が堆肥化処理や農地還元等により農業利用され、その他は浄化処理等により、おおむね適正に処理されています。

しかし、悪臭や水質汚濁など畜産経営に起因する苦情は依然として散見され、地域環境と調和した環境保全型畜産を確立する必要があることから、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく県計画を策定して、適正処理及び利用の促進のための取組を行っています。

（イ）焼酎粕

焼酎粕の処理については、通常の汚水処理施設では対応が難しいこと、発生量が季節的に大きく変動することなどの問題があり、現在、陸上プラントによる処理、農地還元、畜産飼料化などの方法で処理されています。

焼酎粕については、有効利用と適正処理の両面から対応策について検討を行い、地域の諸条件に応じた適正な処理がなされるよう県酒造組合を通じて、県内焼酎製造業者に対し焼酎廃液の農地還元に係る適正処理の徹底について依頼しています。

なお、令和6酒造年度（令和6年7月～7年6月）では、187千トンの発生量に対して、

103千トン（55.2%）が陸上プラント等による処理、45千トン（23.9%）が農地還元、39千トン（20.9%）が畜産飼料化の方法で処理されており、平成22酒造年度から海洋投入による処理は0（ゼロ）となっています。

（ウ） 医療廃棄物

医療廃棄物の処理については、感染性廃棄物処理マニュアル等に基づき、排出事業者に対して、管理体制の充実、分別の徹底、処理処分の適正化、産業廃棄物管理票による管理制度の運用などの指導を行い、適正処理の推進に努めています。

（イ） P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物

P C Bは、昭和43年に発生したカネミ油症事件後その毒性が社会問題化し、昭和47年に製造及び製品への使用が中止となり、その後長期間にわたり処理が行われず、結果として保管が続いている状況にありましたが、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「P C B特措法」という。）が制定され、P C B廃棄物を所有する事業者に対し、保管状況の届出のほか、一定期間内における適正な処分が義務付けられました。

平成16年4月に、国の管理のもと高濃度P C B廃棄物（P C B特措法第2条第2項に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。）の処理を行う機関として「日本環境安全事業株式会社（平成26年12月に「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」へ改組）」が設立され、平成16年から全国5か所でその処理事業が行われています。本県分の高濃度P C B廃棄物については、同社の北九州事業所（北九州市に整備された広域処理施設）において処理が行われてきましたが、令和5年度末に同事業所の処理事業が終了したことにより、令和6年8月に国のP C B廃棄物処理基本計画が改定され、事業終了後に発見された高濃度P C B廃棄物については北海道事業所の事業終了準備期間（令和8年3月末日まで）を活用して処理を実施することとされています。

また、近年、P C Bを使用していないとされていた電気機器等の一部から微量のP C Bに汚染された絶縁油の存在が明らかとなり、これらが廃棄物（以下「低濃度P C B廃棄物」という。）となったものは、広域処理施設での処理対象ではないことから、その性状等を踏まえた処理体制について、廃棄物処理法の一部改正等が行われ、現在、認定等を受けた処理施設において処理が行われています。

なお、令和5年度末においてP C B廃棄物は123事業所で、うち低濃度P C B廃棄物は120事業所で保管されています。

カ その他の対策

（ア） 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進

産業廃棄物は、発生形態が複雑で種類も多種多様であり、排出の抑制や減量化、リサイクルが進んでいないものもあります。

そのため、産業廃棄物をより一層資源として有効利用し、環境に対する負荷を軽減するために、産業廃棄物税による税収を活用し、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを推進します。

（イ） 県外産業廃棄物の搬入抑制

九州各県の排出事業者からの県外産業廃棄物の搬入については、これまでの地域的・経済的つながりを考慮して、知事が特に認めたときに限り搬入を認めることとしていますが、最終処分を目的とした搬入については、地元市町村長の意見を聴いて適切に対応することとしています。

他の地域の排出事業者からの搬入については、原則として認めないこととしています。